

事 務 連 絡  
令和 3 年 5 月 13 日

都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

### 臨床研修を受けている医師による新型コロナウイルスワクチン接種について

日頃より、医師臨床研修への御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、希望する高齢者に、7 月末を念頭に各地方自治体が 2 回の新型コロナウイルスワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）を終えることができるよう、ワクチン接種を行う医療従事者を確保する方策のひとつとして、臨床研修を受けている医師（以下「研修医」という。）の活用に関する照会があったことから、研修医が臨床研修の一環としてワクチン接種を行う場合の取扱いを下記のとおり整理したので送付します。

貴都道府県管内の臨床研修病院に対し、周知及び徹底をお願いします。

### 記

#### 1 研修プログラムにおける対応

- (1) ワクチン接種は、内科、地域医療等の必修分野の研修又は保健・医療行政等の選択研修の一環として実施できること。
- (2) 研修医がワクチン接種に対応することに伴い、当初予定されていた研修内容を変更する場合でも、上記（1）の研修の一環として行う限り、研修プログラムの変更を行う必要はないこと。なお、プログラム責任者は、当該研修医がワクチン接種に従事した場合でも、ワクチン接種に対応することに伴って研修内容が変更された研修分野に係る到達目標を達成できるように配慮すること。
- (3) 研修医のワクチン接種対応に伴って研修プログラムの変更を行う場合であっても、当該変更は、令和 2 年 4 月 14 日付医政局医事課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響による臨床研修病院で行う研修プログラム等の取扱いについて」における「やむを得ない場合」に該当するため、本来、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の 4 月 30 日までに研修プログラム変更・新設届出書を都道府県知事に届け出なければならないところ、速やかに都道府県知事に届け出れば足りるものであること。

(4) 研修医のワクチン接種への従事に当たっては、当該研修医の習熟度及び臨床研修病院としての指導体制、安全確保のための方策等を踏まえ、個別の研修医の状況に応じてその実施の可否を判断すること。

## 2 指導体制

ワクチン接種会場に臨床研修指導医を配置することが望ましいが、これが困難な場合は、オンライン指導等によって指導医と連絡を取れる体制を整備すること。なお、この場合であっても、ワクチン接種会場には可能な限り臨床研修を修了した医師を配置することが望ましい。

また、ワクチン接種業務終了後、指導医等が研修の評価を行うこと。

## 3 報酬受領

研修医が臨床研修の一環としてワクチン接種に従事した際、当該業務の実施主体である地方自治体から、他の医師と同様に当該業務に係る報酬を受領することは差し支えないこと。

なお、研修の適切な実施という観点からは、当該報酬については研修医が所属する病院の報酬体系に準じ、時間外手当、特別勤務手当等の形で支払われることが望ましいこと。

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 14 日

各地方厚生局 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症の影響による臨床研修病院で行う  
研修プログラム等の取扱いについて

臨床研修病院を含めた医療機関の新型コロナウイルス感染症対策については、「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 25 日付け事務連絡）等（別紙参照）により、適切にご対応いただいているところである。

また、臨床研修病院が取り組む安全管理や研修医の処遇等については、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号。以下「省令施行通知」という。）、「臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合の取扱いについて」（平成 27 年 2 月 24 日付け医政医発 0224 第 1 号。以下「休止等取扱通知」という。）等により、研修プログラムの変更を含め、その取扱いをお示ししているところである。

一部の臨床研修病院においては、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、予定されたプログラムの実施が困難になることが想定されることから、研修プログラムの変更等について、下記のとおり引き続き柔軟な運用を行うよう、貴局管内の臨床研修病院に対し周知徹底を図られたい。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響については、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日付け医政局長通知）第 2 の 10 の（5）における「やむを得ない場合」に該当し、研修プログラムの変更を行う事が認められること。その場合において、基幹型臨床研修病院の開設者は、当

該通知に記載のとおり、基幹型臨床研修病院の所在する都道府県に届出を行うこと。

- 2 1により研修プログラムを変更する場合は、必修分野の推奨時期(内科は1年目に行う等)に関わらず、プログラムを組み替えても差し支えないこと。
- 3 特に2年目の研修医において、必修分野である地域医療研修の実施が困難な場合は、新型コロナウイルス感染症対応への従事等、所属する基幹型研修病院の指示に従い適切に研修を行い、地域医療研修の実施時期については調整を行うこと。
- 4 「臨床研修病院が行う新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた取組について」(令和2年3月23日付け事務連絡)の4のとおり、研修医が採用後に自宅待機等により研修を休止した場合に加え、院内感染や感染者との濃厚接触等の新型コロナウイルスに起因する理由により研修を休止した場合も、省令施行通知及び休止等取扱通知に規定する90日間を上限とした「その他正当な理由」による休止期間に該当すること。